

## ① 文化財防災ネットワーク推進事業について

### 1. 設置の経緯

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震及び津波によって大量の文化財が被災し、また原子力発電所の爆発事故によって住民の強制避難が実施され、その地域内に文化財が取り残されるという状況が生まれた。これらの文化財を救出するために、文化庁の要請により「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が国立文化財機構をはじめとする 14 の文化財・美術関係等の団体によって組織され、文化財レスキュー事業が実施された。2 年間に及ぶレスキュー事業では、文化庁に支援要請を出した宮城・岩手・茨城・福島の 4 県で、美術工芸品、民俗資料、考古資料、古文書等の歴史資料、自然史標本、公文書、図書など、地域の歴史と文化を物語る幅広い分野の資料を救出・保全した。

「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下、救援委員会）」は、平成 25 年 3 月に 2 年間の活動を終えて解散した。この事業を総括するためのシンポジウムが（「語ろう！文化財レスキュー - 被災文化財等救援委員会公開討論会 -」）、文化庁と救援委員会参画団体のメンバー、救援委員会に所属しないで各地で救援活動を展開した団体や専門家が出席し、3 日間にわたって開催された。そして、今後発生が予想される大小の自然災害に備え、今回の救援委員会の枠組みを基盤とした「緩やかなネットワーク」を維持していくという意見が出され、これがシンポジウムの重要な合意事項となった。

これを承け、文化庁と国立文化財機構が検討をおこない、平成 25 年には国立文化財機構に常設の文化財防災センター（仮称）の設置を目指して予算要求をおこなった。しかし予算化には至らず、文化庁が補助事業としての用意をした結果、平成 26 年 7 月から文化庁の文化芸術振興費補助金（美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業）を活用して「文化財防災ネットワーク推進事業」が開始されたのである。

## 2. 事業がめざすもの

文化財防災の取組みは、事前の備えによって災害があっても文化財の被害を出さない、ということが理想であり、これを究極の目的とする。しかし、不幸にして文化財に被害が出た場合には、被害を最小限に止め、専門性を持った人材が被害状況を的確に把握して必要となる作業内容と体制を設計し、迅速な救出・救援活動を実施しなければならない。文化財防災ネットワーク推進事業は、これを実現するために、文化財防災のための技術的な課題についての調査研究を進め、有効な方法の啓発を広くおこない、有効なネットワークを構築してこれらを結合し、機能させることにより、国内文化財防災体制の確立を目指すものである。

事業が構築しようとするネットワークは、都道府県を基礎単位とした「地域内・地域間連携」と文化財等に関係する様々な組織・団体によって構成される「組織間連携」の二つである。もちろん、わが国にはすでに文化財保護法を基盤とする国（文化庁）と都道府県・市区町村という保護行政の体系があり、これと密接に連動できるように、二つのネットワークを構築していくことが重要である。

以上の考え方から、文化財防災ネットワーク推進事業は、「体制づくり」「調査研究」「人材育成と情報の公開・促進」の3つを主な項目として掲げ、6年間の活動をおこなった。その具体的な作業内容は以下の通りである。

### 体制づくり

- ・地域の文化財に関する人々の理解を高める。
- ・自然災害の発生に対して、迅速に文化財等についての被害情報の収集と調査を実施する。
- ・被災した文化財等を最善の方法によって救出・保全・保管するための連携・協力のあり方を考える。
- ・文化財の所有者、地域の人びと、関係する組織・団体・専門家、地方公共団体、国が相互に連携・協力する大きな体制の構築を推進する。

### 調査・研究

- ・文化財等の防災・救出・保全に関する各種の調査研究をおこない、その成果に関する情報の発信・普及をおこなう。
- ・被災文化財等の劣化診断、保存環境、安定化処置及び修理に関する研究を実施し、適宜現場の作業に反映させる。
- ・無形文化遺産の防災と被災後の継承等に関する研究を実施する。

### 人材育成と情報の公開・促進

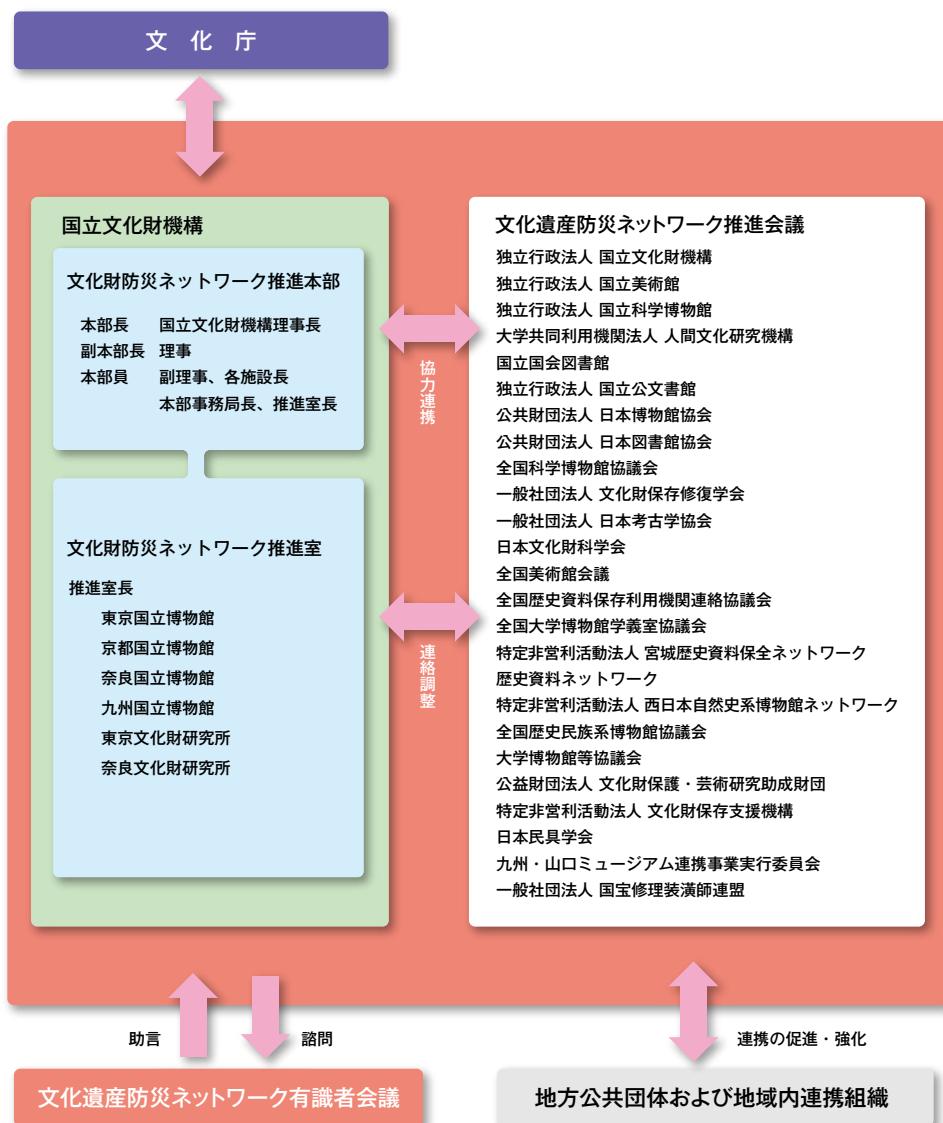
- ・調査研究の成果、関係団体や専門家の方法・技術を活用し、文化財等の防災・救援を実践する人材の育成を目指し、地方公共団体担当者等への研修をおこなう。
- ・地域の住民が文化財防災の理解を深め、地域の文化財として日常的に保全する意識を高めるため、講演会やシンポジウムを開催する。

### 3. 推進事業の組織体制

文化財防災ネットワーク推進事業を実施するために、国立文化財機構は「文化財防災ネットワーク推進本部」を設置した。「文化財防災ネットワーク推進本部」は、理事長を本部長、総務担当理事を副本部長、機構内 7 施設の長、本部事務局長、推進室長、その他に本部長が必要と認めた者を本部員とした。その下に「文化財防災ネットワーク推進室」を置き、機構全体の統括・連絡調整をおこなうとともに、機構内各施設の研究員約 20 名を併任の室員とし、他にアソシエートフェロー約 10 名を採用し、合計 30 名の体制をもってネットワーク構築のための様々な活動を展開した。

文化財防災ネットワーク推進本部は、日本国内で文化財等に関する活動をおこなう組織・団体が参加する「文化財防災ネットワーク推進会議」を招集、開催した。これは、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の構成団体をはじめとする関係団体に呼びかけをおこない結成された会議であり、会議は文化庁からの出席も得て、各団体における防災体制構築の取り組みについて情報を交換しつつ、実際の自然災害発生時にネットワーク全体をどのように機能させ、その効果を発揮できるようになるか、という課題について検討をおこなうこと目的として年2回、6年間で全12回（推進会議11回+臨時会議1回）開催した。

そのほか、文化遺産や防災に関連する様々な分野で活動をしている学識・経験豊富な方々から意見を頂戴し、文化財防災ネットワーク構築のための提言をまとめることを目的として、「文化遺産防災ネットワーク有識者会議」を開催した。6年間で全11回（有識者会議10回+臨時会議1回）開催した。



(令和2年3月現在)

#### 4. 文化財防災センターの設置

この補助事業は単年度予算によるものであり、結果的には6年間継続し、実施されたものの、毎年「来年度の話ができない」という状態であり、文化財防災に関する継続的な実施を実現するため、文化庁とも協議をおこない、令和元年度に改めて予算要求をおこなった結果、予算化が認められ、令和2年度から運営費交付金による常設的な経費執行が可能となり、令和2年10月1日に文化財防災センターの設置に至った。

文化財防災センターは、国立文化財機構本部に直属する組織であり、奈良文化財研究所にセンター本部事務局を置いている。本部事務局にはセンター長の他、課長級研究員・主任級研究員・研究員・総務担当係長を配置する他、機構内の4博物館・2研究所に約30名の研究員を併任として配置する。東京・奈良の両文化財研究所をそれぞれ東西の中核拠点と位置づけ、これにより全国を東日本ブロック（東京国立博物館・東京文化財研究所）・西日本ブロック（京都国立博物館・奈良国立博物館・九州国立博物館・奈良文化財研究所）に分け、地域連携体制の強化・促進を図るとともに、災害時の情報収集と関係地方公共団体・専門機関等との連絡を迅速におこなう体制を整えた。

文化財防災ネットワーク推進事業以来の文化財防災に関する考え方や方法を継続・発展させ、これまで補助事業の枠組みにおいて主に動産文化財を対象としていた活動を、さらに建造物や史跡・記念物にまで広げた広範な取組みとして、文化庁との一層緊密な連携のもと進めていこうとしている。